

令和7年度手ぶらで保育スタートアップ支援事業費補助金 事業概要

1 補助対象園

私学助成園（施設型給付園、認定こども園については市町村において補助を行います。）

2 補助対象期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで（事前着手届の提出による事前着手可能）

※上記の期間内に、注文、納品、支払いまで完了したものののみ補助対象となります。

3 交付要件

本補助金は、補助を受ける幼稚園において、次に掲げる取組みのいずれかを既に実施している、若しくは令和7年度中の実施を予定していることが交付要件となります。（交付要件を満たさない場合、本補助金を申請することはできませんのでご注意ください。）

（1）紙おむつ利用の定額サービス（以下「おむつのサブスク」という。）の導入

（2）紙おむつを除く乳幼児全員の衛生用品一式の用意及び洗濯

（3）乳幼児全員分の着替え、またはスモックの用意及び洗濯

（4）布団（お昼寝用コット）カバー、またはタオルケット等の用意及び洗濯

（5）連絡帳のスマホアプリ等への移行

（連絡帳の中でスマホアプリ等への移行が必要な項目としては、出欠席の連絡等に加え、通園時に、保護者と職員の双方が、毎日の子どもの状況等を入力することができる機能を有すること）

（6）その他、保護者や保育士等の負担軽減に資する取組で、継続的に費用が発生する物品等を用意

※ 上記（6）について、（1）～（5）以外の事業で、負担軽減に資すること及び継続的に費用が発生することのどちらも満たしている必要があります。

園独自の取組みが交付要件を満たしているかについては必ず事前にお問い合わせください。

4 補助対象経費 ※下記に記載のない経費については補助対象になりません。

○補助対象物品の購入費用等

補助対象経費	補助率	補助上限額
1. 「おむつのサブスク」実施に伴う、新品のおむつ保管用の保管庫・ロッカーの購入費	10 / 10	99万円
2. お昼寝用コット・お昼寝用布団の購入費		
3. 折りたたみヘルメットの購入費		
4. 大型炊飯器の購入費		
5. 自転車置き場の雨よけ屋根の設置費		

○本補助金の申請等によって生じる施設の事務負担増に係る費用

補助対象経費	補助金額
本補助金の申請等によって生じる施設の事務負担増に係る費用	一律8万円 (定額)

※ 必ず裏面もご確認ください。

5 留意事項

- (1) 各施設（園）につき1回のみ応募可能です。（令和6年度に補助金の交付決定を受けた園は、令和7年度の事業募集に応募できません。）
- (2) 本補助金は継続して費用がかかる事業（交付要件）を実施した場合に、導入費用（4「補助対象経費」に記載のある費用）について補助を行うものであるため、継続して費用がかかるものに対しては補助対象外になります。
- (3) その他留意事項については、別添の「手ぶらで保育スタートアップ支援事業費補助金に関するFAQ(私学助成園)」も併せてご確認ください。